

一般教育訓練給付金制度 (厚生労働大臣指定講座)

普通第二種・中型免許取得に対してこの制度を利用いただけます。

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。
- 満3年以上の雇用保険被保険者の方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合、ハローワークより支払った受講料金の

最大20%(上限10万円)が戻ってきます。

支給対象者

ア、雇用保険の一般被保険者

雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方。

イ、雇用保険の一般被保険者であった方

一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、

かつ支給要件期間が3年以上である方。

※ 上記ア、イとも、当分の間、初めて教育訓練を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

支給までの流れはこちら

- 一般教育訓練給付金支給要件照会票(ハローワーク又は本校にあります)に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出しますと後日、一般教育訓練給付金支給要件回答書が送付されてきます。
- 一般教育訓練給付金支給要件回答書にて受給資格を確認後、運転免許証、印鑑、眼鏡(必要な方のみ)を持って入校手続きにお越しください。
- 本校卒業後、1か月以内にハローワークに必要書類を提出(支給申請)します。
- 申請後、指定口座に給付金が支給されます。

申請の際の書類

- 一般教育訓練給付金支給申請書
- 一般教育訓練修了証明書
- 領収書
- 運転免許証(本人確認)
- 雇用保険被保険者証(コピー可)